## 和歌山工業高等専門学校専攻科成績判定会規則

制 定 平成 1 6 年 4 月 1 日 最近改正 令和 5 年 1 1 月 8 日

(設置)

第1条 和歌山工業高等専門学校に専攻科成績判定会を置く。

(審議事項)

第2条 専攻科成績判定会は、和歌山工業高等専門学校専攻科授業科目の履修に関する規則に 定める成績評価及び修了の認定について審議する。

(組織)

- 第3条 専攻科成績判定会は、次に掲げる者をもって組織する。
  - 一 専攻科長
  - 二 教務主事
  - 三 各学科主任
  - 四 副専攻科長
  - 五 校長が必要と認めた者
- 2 専攻科成績判定会には、副校長、学生主事及び寮務主事がオブザーバーとして参加する。 (運営)
- 第4条 専攻科成績判定会は、専攻科長が招集し、その議長となる。
- 2 専攻科成績判定会が必要と認めたときは、第3条に掲げる者以外の者を出席させて意見を聴することができる。

(専攻科成績判定会の事務)

第5条 専攻科成績判定会に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

附則

この規則は、令和5年11月8日から施行する。